

八戸市看護師等修学資金貸与条例の一部改正（案）の概要について

1. 改正の理由

高齢化の進展に伴い医療と介護の需要が増大し、医療・介護連携の推進が重要となる中、医療施設のほか介護関係施設等においても看護職の確保が課題とされている状況を踏まえ、修学資金の返還免除要件（※）を拡大し、市内の看護職員の充足を図るとともに、その他規定の整備をするためのもの。

（※返還免除要件…修学資金の貸与を受けた方が養成施設を卒業後すぐに免許を取得し、直ちに市内の医療施設等において看護職員としての業務に就き、5年以上従事した場合に返還を全額免除する。）

2. 改正の概要

修学資金の返還免除要件について、従事する対象施設（特定施設）を下表のとおり拡大するとともに、児童福祉法の一部改正に伴う規定の整備を行う。

改正前	改正後
<p>【医療施設】</p> <ul style="list-style-type: none">・病院、診療所、助産所等 <p>【介護関係施設・事業所】</p> <ul style="list-style-type: none">・介護老人保健施設 <ul style="list-style-type: none">・居宅サービス事業所（訪問看護に限る）	<p>【医療施設】</p> <ul style="list-style-type: none">・病院、診療所、助産所等 <p>【介護関係施設・事業所】</p> <ul style="list-style-type: none">・介護老人保健施設・<u>介護医療院</u>・<u>養護老人ホーム</u>・<u>特別養護老人ホーム</u>・<u>居宅サービス事業所</u>・<u>地域密着型サービス事業所</u>・<u>介護予防サービス事業所</u>・<u>地域密着型介護予防サービス事業所</u>

3. 施行期日

令和8年4月1日